

平成29年度 第6回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 平成29年9月20日（月） 午後2時30分から午後2時45分まで

2. 場所： 西宮市役所 東館805会議室

3. 出席者：

【委員】（14名）

（会長）	1 番	松本 俊治
（会長職務代理者）	2 番	中務 幸雄
（委員）	3 番	高田 孝
	4 番	大前 有三
	5 番	二本松 義人
	6 番	松井 重治
	7 番	石田 隆文
	8 番	木田 佳文
	9 番	松本 弥生
	10 番	光岡 大介
	11 番	茶谷 巖
	12 番	奥村 幸弘
	13 番	庄治 郁夫
	14 番	前田 豊

【事務局】

（事務局長）増尾 尚之 （係長）銭田 広之 （主査）吉田 順二 （副主査）東 孝二
（産業文化局長）太田 聖子 （産業部長）部谷 昭治

4. 欠席者： 0名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第9号】 非農地証明書交付の件 <審議結果:承認>

【議案第10号】 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件
<審議結果:承認>

【報告第15号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第16号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 委員の皆様、本日はご苦勞様です。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会します。本日の出席委員は、14名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただきますことにご異議ございませんか
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、4番大前委員と5番二本松委員を議事録署名委員に指名しますのでよろしくお願ひします。それではこれより議案審議に入ります。まず、議案第9号「非農地証明書交付の件」を上程します。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 **【議案書朗読】**
本日配布しています資料「西宮市農業委員会事務取扱要領抜粋」をご覧ください。非農地である旨の証明の願出ができるのは、西宮市農業委員会事務取扱要領第9条第1項の各号いずれかに該当する場合のみとなります。本件申請農地につきましては、9/8の現地調査により、現況が宅地であることを確認し、また家屋の登記簿により、平成8年3月22日時点で宅地であったことを確認しました。よって第9条第1項に該当しますので、非農地証明書を交付することに問題は無いと考えています。以上で説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の二本松委員の説明をお願いします
- 二本松委員 議案第9号について説明します。申請地は、添付の地図でもお解かりいただけると思いますが、県道大沢西宮線の船坂交差点から南西に420メートルのところにあります。申請地については、20年ほど耕作はされておらず、店舗居宅として利用されています。つきましては当該申請については非農地証明書を交付しても問題は無いと考えます。以上で地元委員の説明を終わります。
- 議長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。
- 委員 (意見なし)
- 議長 無ければ、議案第9号「非農地証明書交付の件」につきましては、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 ご異議がないようですので、議案第9号につきましては、証明書を交付することとします。続きまして、議案第10号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」を上程します。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第10号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」でございます。議案書2ページをご覧ください。
【議案書朗読】
番号1につきましては、生産緑地として指定されております本申請地の農業の主たる従事者が故障により農業に従事することが出来なくなり、番号2につきましては主たる従事者であった者が死亡したことにより農地を維持することが困難になったため、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対して生産緑地の買取申出をするにあたり、

農業委員会に対し申請者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。以上で議案の説明を終わります。

議長

事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。番号1について石田委員をお願いします

石田委員

議案第10号番号1について説明します。添付の地図でもお解かりのとおり、荒木町門前町の申請農地につきましては、瓦木中学校を中心に半径450メートルのところにあります。この農地は、耕作地として適正に管理されています。以上で地元委員の説明を終わります。

議長

番号2について茶谷委員をお願いします。

茶谷委員

議案第10号番号2について説明します。添付の地図でもお解かりのとおり、塩瀬町名塩の申請農地につきましては、名塩小学校から北へ240メートルのところにあります農地は、耕作地として適正に管理されています。以上で地元委員の説明を終わります。

議長

地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。

委員

(意見なし)

議長

無ければ、議案第10号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明交付の件」につきましては、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。

委員

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので、議案第10号につきましては、証明書を交付することとします。

それではこれより報告案件に入ります。まず報告第15号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局

報告第15号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」です。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長

事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

委員

(質問なし)

議長

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第16号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局

報告第16号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」です。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長

事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

委員

(質問なし)

議長

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。

以上をもちまして本日予定しておりました議案審議並びに報告案件は全て終了しました。これにて本日の定例農業委員会総会を閉会します。

午後2時45分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

_____ ⑩

(委員)

_____ ⑩

(委員)

_____ ⑩